

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年6月16日

香川県病院事業管理者 榎 野 博 史

### 香川県病院局管理規程第5号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 472 315 501">附 則</p> <p data-bbox="188 547 465 576">（診療応援手当の特例）</p> <p data-bbox="143 587 1099 730">11 第17条第1項の業務が、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の規定に基づく予防接種のうち県立病院以外の場所で行うものであるときは、同条第2項第1号又は次項の規定にかかわらず、勤務1回につき60,000円を限度として管理者が定める額の診療応援手当を支給する。</p> <p data-bbox="143 778 1099 922"><u>12 当分の間、第17条第1項の業務（同項第1号に掲げる業務に限る。）のうち管理者が別に定めるものに係る診療応援手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額に2を乗じて得た額とする。</u></p> <p data-bbox="188 967 495 995">（救急病院看護業務手当）</p> <p data-bbox="143 1007 286 1035"><u>13・14</u> 略</p> <p data-bbox="143 1082 286 1110"><u>15～17</u> 略</p> <p data-bbox="188 1157 551 1185">（管理職手当の支給額の特例）</p> <p data-bbox="143 1197 1099 1375">18 <u>附則第15項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p> <p data-bbox="143 1422 232 1450"><u>19</u> 略</p>	<p data-bbox="1211 472 1301 501">附 則</p> <p data-bbox="1173 547 1451 576">（診療応援手当の特例）</p> <p data-bbox="1128 587 2085 730">11 第17条第1項に掲げる業務が、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の規定に基づく予防接種のうち県立病院以外の場所で行うものであるときは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、勤務1回につき60,000円を限度として管理者が定める額の診療応援手当を支給する。</p> <p data-bbox="1173 967 1480 995">（救急病院看護業務手当）</p> <p data-bbox="1128 1007 1272 1035"><u>12・13</u> 略</p> <p data-bbox="1128 1082 1272 1110"><u>14～16</u> 略</p> <p data-bbox="1173 1157 1536 1185">（管理職手当の支給額の特例）</p> <p data-bbox="1128 1197 2085 1375"><u>17</u> 附則第14項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p> <p data-bbox="1128 1422 1218 1450"><u>18</u> 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の香川県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）附則第12項の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
(診療応援手当の内払)
- 3 香川県病院局企業職員の給与に関する規程第17条第1項の規定により支給された同項第1号に掲げる業務に係る診療応援手当のうち新規程附則第12項に規定する業務に係るものは、同項の規定による診療応援手当の内払とみなす。  
(香川県病院局企業職員就業規程の一部改正)
- 4 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 624 315 655">附 則</p> <p data-bbox="190 699 495 730">(分限の手續に係る特例)</p> <p data-bbox="152 738 1099 842">2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）<u>附則第15項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。</p>	<p data-bbox="1211 624 1301 655">附 則</p> <p data-bbox="1176 699 1480 730">(分限の手續に係る特例)</p> <p data-bbox="1137 738 2085 842">2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）<u>附則第14項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。</p>